

魏志倭人伝に現れる搏手(ばくしゅ)からの検討

矢向, 正人
九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門

<https://doi.org/10.15017/4372251>

出版情報：芸術工学研究. 34, pp.19-36, 2021-03-10. 九州大学大学院芸術工学研究院
バージョン：
権利関係：



魏志倭人伝に現れる^{ばくしゅ}搏手からの検討

Discussion of "Bakushu" as Described in the "Gishi Wajin Den"

矢向正人¹

YAKO Masato

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the issues involved in examining the origins of hand clapping in Japanese history. The earliest recorded clapping in Japan is "Bakushu", which is described in the "Gishi Wajin Den" as a custom which shows respect to others, equivalent to kneeling in worship. In this paper, we begin with an examination of this act of clapping as "Bakushu" as described in the "Gishi Wajin Den". The discussion is based not only on the "Gishi Wajin Den", but also on Chinese literature and archaeological sources. Firstly, the previous writings on the meaning of clapping and the circumstances under which it was done in the "Gishi Wajin Den" are discussed. Next, the discourse on this Japanese clapping in Chinese literature and the related discourse on the physical manners in worship that appeared in the Rites of Zhou are examined. Next, Arai Hakuseki's and Motoori Norinaga's ideas on hand clapping are explored, along with archaeological materials related to clapping. Finally, how these ideas about clapping are relevant to later writings and ideas about hand clapping will be discussed.

1.はじめに

本稿は、日本における拍手の起源を考えるときに、検討すべき問題について論じる。拍手は人間の反射的な行為であると指摘されることがあるが、一定の制度のなかで拍たれる拍手は、秩序を安定化させるはたらきがある（矢向 2016:22-25）。日本では手を拍つ行為は、拝礼作法の一つであるとされており、神道における拍手は、この敬い拝むという作法を、儀礼に高めたものであると認識されている。

日本人によって拍たれた最古の拍手として記録に残されているのが、『魏志倭人伝』に記され、両手を拍つ意味で用いられている「搏手」である。本稿は、倭人伝^{*1}に「搏手」として記されているこの拍手行為を出発点に、日本における拍手の起源について、どう考えていくべきかについて論じた。倭人伝のみならず、中国の文献、考古資料にも言及し検討した。

まず、倭人伝の拍手について、それが拍たれた状況に関するこれまでの言説を検討する。次に、「搏手」をめぐる中国文献における言説、とりわけ儒教經典の『周礼』に現れた「振動」の概念について述べる。次に、考古資料、新井白石、本居宣長における拍手の言説についても触れながら、搏手の認識がそれ以後の時代の拍手にどう影響を及ぼしたのかについて述べる。

2. 魏志倭人伝に見られる手拍ち

倭人伝には、3 世紀の倭人の習俗が描かれており、拍手する習慣について、次のように記している。

連絡先：矢向正人, yako@design.kyushu-u.ac.jp

¹ 九州大学大学院芸術工学研究院コミュニケーションデザイン科学部門
Department of Communication Design Science, Faculty of Design,
Kyushu University

其會同坐起、父子男女無別、人性嗜酒、見大人所敬、但搏手以當跪拜^{*2}（その会同・坐起には、父子男女別なし。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に當つ^{*3}）（石原 1951:48）（→テキストAとする^{*4}）

テキストAの後半は、倭人はただ「拍手」することで、（漢人の）跪いての拝礼と同等の敬意を示す習慣があると説明され、倭国において手を拍つ習慣が、中国における手拍ちと別に、当初から存在していたことの論拠として呈示されることがある。

『魏志倭人伝』は、『三国志』の「魏書」第30巻烏丸鮮卑東夷伝倭人条の略称である。中国人による記述ではあるが、そこには三世紀の日本を直接目撃した魏晋の使者の報告が含まれるため、当時の日本を知るための貴重な記録とされている。しかし、魏晋の使者は、中国的社会観の伝統にもとづいて倭人の社会を見ているはずなので、倭人の風俗を叙述するに当たっても、中国的見方をもとにしているはずである。「魏書」東夷伝の末尾には、「中国に礼が失われたとき、四方の異民族の間にその礼を求めるということも、実際にありえよう。それゆえこれらの国々を順々に記述し、それぞれの異なった点を列挙して、これまでの史書に欠けているところを補おうとするのである」（陳寿 1993:443）とある。中国には、いわゆる儒教的な社会秩序としての礼法があり、中国から遠方であるほどそれは薄れると考えられていた。しかし、倭国に行くと、儒教的礼儀制度ではないが、独自の社会的礼儀制度がある。そのときに使者はどう思ったのか。搏手等の習俗について検討するときには、森浩一等も指摘しているように、中国使者の目に、敬意を表す作法としての倭国の習慣がどのように映ったかなど、倭人集団に対する印象の強弱についても、検討する必要がある（森 1982:15）。

3. 見大人所敬の訓み

テキストAの「見大人所敬、但搏手以當跪拜」は、これまでどう訓まれてきたのだろう。江戸前期に、松下見林（1637-1704）は『異称日本伝 上之一魏志』（1688）で「見_レ大人_一所_レ敬但搏_レ手以當_レ跪拜_一」「大人を見て敬する所ただ手を搏って以て跪拜に當つ」（松下 1688(1975):35）と訓じている。この訓点は、今日に至るまで用いられている。昭和には、橋本増吉が『東洋史上

より見たる日本上古史研究』で、同じ訓点に「見_レ大人_一所_レ敬、但搏_レ手以當_レ跪拜_一」（橋本 1956(1997):182）と読点を打ち、石原道博が、岩波文庫本で「大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に當つ」とした訓み下しに、以後の多くの論者が追随している。その後、宮田俊彦は「魏志倭人伝の『搏手』について」で、「見_レ大人_一所_レ敬、但搏_レ手以當_レ跪拜_一」と訓じ、「大人の敬せらるるを見るに」（宮田 1958:63）と訓み下している。榎一雄「邪馬台国」も宮田の訓みに倣っている（榎 1978(1992):196）。この他、佐伯有清は『魏志倭人伝を読む 上』で「大人の敬はれる所を見るに」（佐伯 2000:191）、山尾幸久は『魏志倭人伝』で「大人を見て敬む所は」（山尾 1972:242）、三木太郎は『邪馬台国研究事典Ⅰ』で「大人を見て敬う所は」（三木 1988:29）、藤堂明保は『倭国伝』で「大人の敬う所に見_つうときは」（藤堂他 2010:99）と訓み下している。この他にもいくつかの訓みがあるが、「見大人所敬」は、訓みの違いが、次節で述べるように意味に違いを生ずる場合がある。

4. 誰から誰に向けられたか

倭人伝において「搏手」を検討するときに、多くの研究者により比較されるのが、「跪」を含んだ次のテキストである。

下戸與大人相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、為之恭敬、対応声曰噫（下戸、大人と道路に相逢えば、逡巡して草に入り、辞を伝え事を説くには、あるいは蹲りあるいは跪き、両手は地に拠り、これが恭敬を為す。対応の声を噫という、比するに然諾の如し）（石原 1951:49）（→テキストBとする）

下戸が大人と道路で出逢ったときは、後ずさりして道路脇の草に入り、言葉を伝えたり物事を説明するときには、しゃがんだり跪いたりして、両手を地に付け、然諾の声を発して、恭しさを表現するという意味である。テキストBについては、テキストAにおいて跪拜と同等とされる搏手の存在を背景に、改めて倭人の跪く行為について述べられたものとして解説されることが多い。

テキストAの習俗とテキストBの習俗について、橋本増吉は、「一見矛盾するようにも思われるのであるが、然し、両者その場合を異にするのであり、その大人に対するものの身分も、亦前後の場合に於て相違しているも

ので、前の場合は、恐らく大人相互の礼らしく見えるのであるから、同一時代、同一場所に関する記述として、必ずしも有り得ないことではないと思われる。当時我が民族の間に於て、一般に行われていた習俗として認められ得るのである」(橋本 1956(1997):183)と述べる。テキストAにおける搏手は、橋本によると、大人相互による礼である。他方、橋本は、テキストBにおける礼を、下戸と大人の両者による行為とする。さらに、「「搏手」の習俗は今なお神詣でに名残を留めて居り」とし、搏手の動作を神詣における拍手と同一視する考え方を呈示している(橋本 1929:450-453)。

これに対し、衛藤三千雄は「魏志倭人伝の「搏手以当跪拜、」で、搏手について、「決して大人のみを敬う所作ではなく、お互いが会った時には敬し合う意味から、先ず二拍手して、両手の掌をその儘目の高さに挙げる作法である。因に之れは一方のみの所作でなく、二人でも三人でも同時に行うのである^{*5}」(衛藤 1958:57)とする。衛藤は、搏手について、大人に限定せず、また人数も限定せず、誰もが行う作法であると述べている。衛藤の解釈の妥当性はさておき、引用文では、搏手と合掌とが一続きの仕草として認識されている。

他方、宮田俊彦は「魏志倭人伝の『搏手』について」で、「(橋本説は)衛藤氏にやや近いが、大人と下戸、下戸同士はどうかかわからない」(宮田 1958:63)と述べる。宮田はまた、「(橋本の句読点を)岩波文庫本で同僚石原道博君は「大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拜に當つ」と書下してある。これではどう云ふ事を意味するのか分らない。私はこれを、[テキストB]^{*6}と對比して、「所」を受身にして、「大人の敬せらるるを見るに」と訓みたい」とする(宮田 1957:104)。宮田の指摘のように、受け身にして訓むと、大人が敬せられているという状況が明確になる。宮田はさらに、「訓點は「見_レ大人所_ニ敬、但搏_レ手以當_レ跪拜_一」として、下戸はうづくまり、或は跪き、両手をつかえる。大人は之に對して手をポンポンと搏って之に應へる、とする。如何であらうか。このやうな古俗があつたかどうかを知らないのであるが、この訓み方を石原君にも語った。氏も「一つの訓み方」と評した」(宮田 1957:104、三品 1970:457)と述べる。

宮田説に従うと、大人が下戸に向けても手を拍つことになる。しかし、宮田は、翌年の小論では、同様の内容を述べたあと、喜田新六から、受け身は漢文の読み方と

しては無理があり、この記述に誤脱があるとみなすべきであると指摘されたと記している(宮田 1958:63)。その後、杉本憲司・森博達が、「大人の敬意の表し方を見るに」(杉本・森 1995:149)とし、大人同士の礼であることを示唆している。

5. テキストAとテキストB

テキストAとテキストBにおける場面や状況については、大人と下戸がそれぞれどんな身分であり、それらがどんな関係であるとするかにより、捉え方に違いが生じる。宮田は、テキストAの搏手とテキストBの跪く行為を、同一の場面における行為であると捉えているが、はたしてそうだろうか^{*7}。橋本は前述のように、両者について、搏手する時と跪く時では、大人同士、大人と下戸のように二者の関係が異なると述べている。また、青山公亮は対談の中で、「下戸は逡巡して草むらに入ってしまうというのは、これはなるべくその人に敬意を表し、姿を消すのですが、いよいよ重大な場合には、拍手を搏って跪く」(青山他 1960:75)と述べ、このときの搏手を、敬意を払うときの特殊な仕草であると解釈している。また、三木太郎は、テキストBについて、「大人と下戸の普段の対応関係を示したもののだが、この内容と[テキストA]とではかなりの開きがある。[……]、ここでは、集会における作法と屋外での作法の差を考えたい」(三木 1988:30)と述べている^{*8}。

テキストAとテキストBそれぞれの書誌的な位置づけについても、検討しておく必要がある。テキストAに関しては、中国の史籍を出典とする内容ではないと検討されており、実際に倭国を訪れた魏晉の使者が記した報告書にもとづいて記述された可能性が高いと指摘されている(渡辺 2012:64-65)。他方、テキストBに関しては、類似する内容を記した文献が存在する。例えば、『三国志』「魏書」東夷伝の弁辰(辰韓)には、「男女近倭、亦文身。便歩戰、兵仗與馬韓同。其俗、行者相逢、皆住讓路」(藤堂 2010:449)とある。「男女とも倭人と習俗が似ており、入れ墨をしていた。…礼儀がよく、道ですれ違うと、すすんで相手に道を譲った」という意味である。また、11世紀に撰述された『太平御覧』所引の「魏志倭人伝(御覧魏志)」には、「草傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、謂之恭敬。其呼応声曰噫、噫如然諾矣」(下司 2010:107)とある。テキストBと類似の内容を記しているこれらの文献の中に、テキストAの搏手に対応する仕草

の記述がみられないことから、倭人伝の搏手は、倭人に特徴的な習慣であると考えることができる。なお、後者の、「魏志倭人伝（御覧魏志）」にテキストBと類似の内容が記されていることを踏まえれば、この文献の成立と信頼性について議論があるとしても（下司 2010）、テキストAにおける搏手を目撃した同じ使用者が、テキストBの跪拝を見ていない可能性も考慮しなければならないことになる。

6. 搏手の状況の問題

6.1. 牧健二の三者一体説

「見大人所敬」にある大人とはどんな存在であり下戸とどんな関係だったのだろうか。両者の身分についてはさておき、搏手が拍たれた状況について、牧健二は「第二～第三世紀における倭人の社会」で、独自の解釈を示す。まず、牧は、「大人」が描かれている状況をもとに、大人を、テキストAにおける、1) 会合の場における大人、テキストBにおける、2) 下戸と対応する大人、3) 富力の優位を示す大人（牧 1962:175）の三つの側面から認識し、このうちの1)と2)の大人を論じる中で、搏手に言及する。牧は、「第一に会合の場における大人というのは、「その会同坐起には父子男女別無し。人性酒を嗜む。大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拝に当つ」とあるのがそれで、この文は三つの別々の文から成っているかの如くでもあるが、文中の大人の所作は会合の場における行為だと思われるので三者一体をなす文だと考える」と述べる。牧によると、テキストAを構成する「其会同坐起父子男女無別」、「人性嗜酒」、「見大人所敬但搏手以當跪拜」の三つの文は、倭人の習俗それぞれを描いた文ではなく、同一の場面を描いた文である。続いて、牧は、「祭式とか祝宴とか協議とか、目的は種々あろうが、集会の場には大人と下戸とが出席する。会場における坐起には父子男女の別なく乱雑である。倭人は酒が好きなので酒が出ることが多い。集会には鬼神に礼拝を捧げるようなことが行われるが、その場合には大人が先ず敬礼を行なうと、下戸達は跪拝の代りに直立したままで一斉に拍手して之にならう、というような意味であろう。大人による指導の実例である」（牧 1962:175）と述べる。牧は、テキストAを、男女の差がなく自由な振る舞いが許されている中で、大人と下戸が、同一の拍手対象に対してともに手を搏つという一つの場面を描いた文であると解釈している。

他方、牧は、テキストBについては、「文意は説くまでもないが、大人と下戸との身分の開きが大きかったことが画くが如くに書かれている」（牧 1962:175）として大人と下戸との身分の違いが強調されていることを指摘し、テキストAとの状況の違いを述べる。

牧によるテキストAの解釈は、それまでの解釈と大きく異なるが、さらに、その帰結として拍手対象としての鬼神を存在させることになる。さらに大きな問題は、搏手に、酒食が伴うとするなら、礼としての手拍ちのみならず、それが、後述する宴に伴う手拍ちを示唆してしまうことである。牧の解釈は、搏手の検討に大きな問題を提起する。

6.2. 文の並び

牧健二によるテキストAの三者一体の説は興味深い、この説を継承する論者はあまり多くない⁹⁾。そのことには、次の理由があると考えられる。テキストAにおける倭人伝の原文である「其会同坐起、父子男女無別、人性嗜酒」の後には、裴松之(372-451)の注として、「魏略曰其俗不知正歳四節 但計春耕秋收 為年紀」(魏略にいわく、その俗正歳四時を知らず、ただ春耕秋収を記して年紀となすのみ)(石原 1951:48)と補記されており、その後「見大人所敬、但搏手以當跪拜」と続く。この注の存在が、前後の文を一つの場面とみなすことを妨げていると考えられる。しかし、この裴松之による注は、後年に書き加えられたものである。

ここで、テキストA前後の文の並びにも、注目してみよう。倭人伝では、a)会同坐起には父子男女別なし。→b)人性酒を嗜む。→c)大人の敬する所を見ればただ手を搏ち以て跪拝に当つ。→d)その人寿考あるいは百年あるいは八九十年。以上の順に記述される。しかし、この文の並びは、記事が継ぎはぎ状に綴られている印象を与える。このことが、a)b)c)d)の関連性に、複数の解釈を生じさせている一因であると考えられる。

他方、『後漢書東夷傳』におけるテキストAとの対応箇所には、「唯会同男女無別 飲食以手而用籩豆 俗皆徒跣以蹲踞為恭敬 人性嗜酒 多壽考至百餘歳者甚衆」(石原 1951:119; 范曄 2007:831)と書かれている。文の並びに注目すると、倭人伝とは、b)とc)の順序が逆であり、a)ただ会同には男女別なし(飲食には手を以てし籩豆を用う)。→c)俗は皆徒跣。蹲踞を以て恭敬をなす。→b)人性酒を嗜む。→d)多くは寿考百余歳に至る者甚だ衆し(石

原 1951:56)。以上の順となる。この並びであると、a)からd)までを、同じ集会時の振る舞いとして、無理なく読むことができる。使者が見聞した場面を整理なく述べているような倭人伝のテキストAが、一つの情景として再構築されているかのようである*10。『後漢書』は倭人伝以後に書かれているので、上記の記述順序の検討は、テキストAを一つの場面とする牧の三者一体説を支持する根拠にはならないが、このようにして比較検討してみると、牧の三者一体の説も、それほど作作的な説明ではないように思えてくる。

6.3. 三者一体説の展開

牧の三者一体の説は、倭人社会に身分秩序が存在する場合に、それが特定の状況下における振る舞いにどう反映されるかに目を向けさせる。テキストAを「大人を見て敬つしむ所は、」と訓み下した山尾幸久は、『魏志倭人伝』旧版では、牧の解釈を支持し、「儀礼的な晴れの「会堂」の場面であろうから、年齢、性別の序列なくふるまい、「大人」に対しても拍手をするばかりだというのは、「下戸」のことではあるまい」（山尾 1972:168）と述べる。また、同書新版では、「酒が出るような、祭礼などハレの集いの描写である。長幼男女の別なく振舞っている。日常の序列が一時的になくなる無礼講の場では、「大人」にはいちいち跪拝の例などはしない。拍手を打つ略式で代用する。しかし普段はそうはいかない。それが[テキストB]である」（山尾 1986:173）と述べる。山尾による解釈は、搏手に対して、牧の三者一体の説以上に、宴に伴う手拍ちとする読み方を許している。酒食を伴う場面であるとするなら、はじめから悦びの拍手として読むことができる。

他方、井上光貞は『日本の歴史1：神話から歴史へ』で、「大人と下戸の身分の隔たりは相当なものであった。公の祭りのときなど「大人がまず（祭祀の対象にたいして）敬礼すると、下戸たちは跪いて礼拝をせず、直立したまま手をうってこれにならい」と述べる（井上 1973:226）。井上説では、牧説と同様に拍手対象としての神が想定される。

6.4. 原島礼二による主語の検討

テキストAについての議論は、拍手対象としての神の想定のみならず、行為する主語の問題を浮上させる。「見大人所敬」における見る行為の主語に注目したのが、原島礼二である。原島は『日本古代社会の基礎構造』で、「大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拝に当

つ」と訓み、「普通、下戸が大人の神を敬するのをみて拍手をうつと解されている。牧氏が[テキストA]*11を以て邑落の大人説をうらづけられた前提にはこの解釈があったとみてよい。しかしこの部分に下戸が省略されているとは考え難い。その前には下戸という語句がみられず[テキストA]の後に初めて下戸が記述されているから、下戸が[テキストA]の主語だとすれば、省略される筈もないだろう。その上拍手の主体を下戸とみれば、大人の行為が何も具体的に記述されなかったことになる。この通説はすぐ前の「其の会同・坐起には、父子男女別なし」とこの部分を関連させるところからきている」（原島 1968:116-117）と述べる。

原島はこうして、テキストAにおける「見れば」の主語を問う。そして原島は、「倭人伝をみるとこれに似た主語省略の記述が一例だけある。「其の道里を計るに、常に会稽の東冶之東に在るべし」は見聞した人が作者が主語であり、この点から右の文章の主語もそれと同様に見聞者と考えられる。[テキストA]は、大人が神に対して拍手を打って敬意を表した事実を物語ると解すべきだから、[テキストA]から邑落の大人を想定することはできない」（原島 1968:116-117）と述べる。原島によると、テキストAにおける「見れば」の主語は、見聞者である*12。そして、見る行為の主語が見聞者であるのなら、手を拍つのは大人であり、大人による拍手が向けられているのは、明確な拍手対象としての神でしかありえないとする。原島は、大人とは、下戸身分から恭敬される支配身分一般の呼称であり、彼らは、神に敬礼する際に、拍手を拍つ習慣を有する者であるとする。他方、原島は、テキストBについては、「大人と下戸の身分上の著しい差は明白であり、こうした行為を下戸に強制する体制と習慣が確立していた」（原島 1968:111）と述べるのみである。

原島以後に、見る行為の主語を明示する解釈を示しているのは、水野祐である。水野は『評釈魏志倭人伝』で、「大人を見るに敬する所は」と訓み、「倭人が上層の身分の高い大人階層の人をみると、大人を敬う仕草としては…」としたうえ、搏手は「上長者層同志の挨拶の仕方を述べたものである」（水野 1987:373-374）と述べる。水野によると、見る行為の主語は「倭人」であり、搏手は、倭人の上層者による、さらに身分の高い倭人への挨拶の仕草である。以上のように、拍手対象としての神が想定されているか否か、階層分化が進んでいるか否かにより、搏手の意味は、変わらざるを得ないのである*13。

6.5. 現代中国人の読み

倭人伝は、中国でも読み方に議論があり、句読点を施して定本とする試みも研究者により行われている。謝銘仁は『邪馬台国 中国人はこう読む』で、訓古学者の立場から、「倭人伝」を読み直し、テキストAの現代語訳を「支配層の大人に敬意を表するには、もっぱら手を打って、ひざまづいてお辞儀をする」(謝 1983:46)とする。ここで、「当跪拜」は「跪拜の代わりにする」と訳されず、単に「跪拜をする」とされている(謝 1983:34)。謝の解釈に従うなら、搏手と跪く仕草は、あくまで大人に対する複数の敬意の表し方の見たままであり、両者は比較されているのではない。手を拍つことと跪く仕草を、ともに行ったとする謝の解釈は興味深いが、手拍ちと跪拜とが同時であるか、手拍ちの後の跪拜であるのかという問題も、新たに生じさせている^{*14}。

6.6. 拍手の否定

「見大人所敬」の解釈には、搏手が拍手の意味ではないとするものがある。王文光と徐媛媛は、倭人は酒を飲むのが好きであり、酒を飲むときに、民衆が尊者に会うには、跪拜の代わりに「拱手」として説明している(王・徐 1988:108)^{*15}。また、鳥越憲三郎は「大人を敬う所を見るに」と訓み、「大人に対して跪く代わりに手を打ったとあるが、それは魏志にそのように見えたのであって、実際は両手を合わせて敬意を示すものであった」(鳥越 2020:118-119)と述べる。鳥越も、搏手を合掌もしくは拱手の見間違えではないかと述べている。後述するが、儒教の拝礼では、拱手するのが当然であるとする知見が、見間違え説をとらせている。

搏手がどんなものであったのかを知るためには、倭人伝について述べられた、中国の文献も検討しなければならない。搏手が手拍ちであるとしても、そもそも手の拍ち方には、搏手ではない拍ち方もある。倭人伝の搏手を正しく認識するためには、さまざまに可能な手拍ちの中での、搏手の位置を考慮する必要がある。

7. 中国の拍手との関係

7.1. 中国の拍手の起源

なぜ、倭人伝では、手を拍つのに「搏手」なのか。手を拍つのであれば、他の字句による表現も可能である。両掌を拍つ動作は、中国では古代から存在した。筆者は、中国の文献にみられる拍手の表記に、搏手、拊手、拊掌、

撫手、撫掌、抵掌、扑の7種を確認している。どれも手を拍つという意味であるが、意味はそれぞれ少しずつ異なる。これらの拍手の中で、「搏」は手に力を入れて拍つ拍ち方である。例を挙げてみよう。

まず、戦国時代(紀元前5世紀-紀元前221)に成立した『周礼・冬官考工記第六』とその注に、「搏埴之工二。」鄭玄注:「搏之言拍也」とある。「土をこねて陶器を製造する工匠は二つある」という本文についての鄭玄による注には「搏の言たる拍なり」とある」という意味である(本田 1979:413)。搏は、手拍ちではなく、力を込めて叩く意味である。また、前漢(紀元前206-8)に成立した『史記』の「魏其武安侯列伝」に、「夫与長楽衛尉竇甫飲, 軽重不得, 夫醉, 搏甫」(青木 2004:310)とある。

「漢太僕灌夫は長楽衛尉竇甫とともに酒を飲む。小事と大事とを得られず、灌夫は飲みすぎ、竇甫を搏つ」という意味であるが、『史記索隠』における司馬貞の注には、搏について撃つと記されている(司馬貞 1964:3)。搏は、怒りを込めて叩く、あるいは殴りつける意味である。次に、後漢(25-220)の歴史を記した『東觀漢記』の「宗室諸王孝皇・趙孝王良伝」に、「光武初起兵, 良搏手大呼曰:『我欲詣納言嚴將軍。』叱上起去」(劉珍等 1987:227)とある。「光武(劉秀)が最初に挙兵すると、劉良は搏手して「嚴將軍に伝えたい!」と叫んだ。劉良は劉秀を呵責し退去させた」という意味である。搏手は、手を拍つことを意味するが、怒りを込めた手拍ちである。さらに、範曄(398-445)による『後漢書』の「李陳龐陳橋列伝・龐參伝」に、「田疇不得墾闢, 禾稼不得收入, 搏手困窮, 無望來秋」(吉川 2003:474)とある。「農民は田畑を耕すことができず、作物が収穫されない。搏手するほど生活が困窮し、来年の秋まで耐えられない」という意味である(楊・矢向 2020:14)。搏手は、李賢注によれば、どうしようもない、お手上げという感情とともに拍たれている(吉川 2003:472)。同じく『後漢書』の「皇甫張段列伝」に、「是以安不能久, 敗則經年, 臣所以搏手叩心而増嘆者也」(吉川 2004:50)とある。「それだから平和が短いのだ。敗れたら幾年もの混乱が続く。私は搏手して心を痛め溜息をつく」という意味である。大臣である皇甫は、搏手しながら軍隊の目下の情勢を嘆いている。

どの「搏手」も、力を込めた、あるいはネガティブな感情を込めた手拍ちである。あえて搏手の語を用いることにより、通常の拍ち方と異なる手拍ちであることを明確にしているとも考えられる。このことから、倭人伝に

記される搏手が、手拍ちではなく、手を用いる他の動作との見間違えであるとする説は、妥当ではないと考えられる。合掌や拱手のような動作を描くのであれば、ネガティブな感情を込めて叩きつけるように拍たれる「搏手」の字句は、用いないのではないだろうか。

それでは魏晋の人は、倭人の風俗を記述するのに、搏手という荒々しさを内包する手拍ちの語を用いることにより、倭人への軽蔑を示そうとしたのだろうか。そうではあるまい。倭人により拍たれた搏手は、中国で失われた礼法を、異民族の社会に見出そうとしていた使者に、強い印象を与えたのではないだろうか。その手拍ちの光景をまざまざと伝えるため、あえて強く叩きつけるように手を拍つ「搏手」の表現を用いたと考えたい。

7.2. 『經典釈文』における言及

倭人伝の「搏手」は、その後の中国の文献に、影響を与えることになる。唐代には、倭人伝の「搏手」を参照しつつ、中国における礼のあり方を述べた文献が現れる。陸徳明(550-630)による字書『經典釈文』の「周礼音義」には、「今倭人拝以両手相撃、如鄭大夫之説、蓋古之遺法」(陸 2012:195)(今の倭人、拝するに両手を以て相撃つこと、鄭大夫の説の如し。蓋し、古の遺法なり)とある。「倭人の拝は、両掌を拍ち合わせているが、それが中国における古道の法なのであろう」という意味である。文中に「今倭人」とあるが、この字書が成立した時期から、倭人伝の搏手であると考えられる。さらに、宋代の韻書である『集韻』(1039)には、「動、拝也、以両手相撃而拝。今倭人拝以両手相撃、蓋古之遺法」(丁 2005:87)とある。『經典釈文』を引用した文であるが、文中の「動」は、後述する「振動」の動である。したがって、「振動という両掌を拍ち合わせる拝が、古道の法にあるが、後代には忘れ去られてしまい、倭人の拝からそれを偲ばざるを得ない現状である」と読むことができる。それでは、この「振動」とは、本来どのような意味であったのだろうか。中国最古の礼書の一つである『周礼』まで遡って検討してみよう。

7.3. 『周礼』の振動

『經典釈文』および『集韻』において言及され、『集韻』では「動」として引用されている語が、『周礼』「春官宗伯第三・大祝」に記されている、九拝の礼法としての「振動」の語である。「弁九拝。一曰稽首。二曰頓首。三曰空

首。四曰振動。五曰吉拜。六曰凶拜。七曰奇拜。八曰褒拜。九曰肅拜。以享右祭祀」(九拝を弁ず。一に曰く稽首。二に曰く頓首。三に曰く空首。四に曰く振動。五に曰く吉拜。六に曰く凶拜。七に曰く奇拜。八に曰く褒拜。九に曰く肅拜。以て祭祀に享右す)(本田 1977:762)とある。九拝は、いずれも手を用いる複合的な拝法であるが(藤野 1976:317-318)、四の「振動」には、両掌を拍つ動作であるとする解釈があり、後代に倭人の搏手と関連づけられて言及されている。振動が何を意味するかについては、後述のように諸説あるが、まず、振動を手拍ちであるとする解釈は、直感的には了解しにくいものである。しかし、振動がもし手を拍つ動作を意味するならば、中国で拍手について言及された最古の例であることになる。このため、日本の最古の拍手である搏手との比較がなされるのである。

8. 新井白石による釋奠作法

本稿の検討は、ここから『魏志倭人伝』と離れていく。倭人伝の「搏手」を参照した『經典釈文』の「今倭人拝以両手相撃、如鄭大夫之説、蓋古之遺法」の一文は、翻って、江戸時代中期に、新井白石(1657-1725)により執りわれた儒教祭祀に影響を与える。それを検討しよう。

江戸幕府は、幕府の祭祀に儒教儀礼を取り入れるため、元禄4(1691)年以後、湯島聖堂において「釋奠」の儀を執り行っていた。この儀礼に、新井白石により変更が加えられたとき、その新しい釋奠の儀の中で、『周礼』の「振動」を根拠とする拍手が拍たれた。

宝永年間、毎年のように『周礼』を六代將軍徳川家宣に進講していた白石は、釈奠の儀礼を周代の釈奠作法に戻して執り行うべきだと主張し、従来の林家の釈奠作法を批判し、宝永7(1710)年に、『釋奠儀注』として改正することを、家宣に申し出た。白石によるこの儀注は、幕府に採用されている。白石の『折たく柴の記』中巻における宝永7(1710)年には、「「聖廟に參らせ給むに、形のごとくにも其禮を行はれざらむには、しかるべからず。釋奠の儀によりて、其次第をまいらすべし」と仰下さる。[……]九拝の中、振動拜に至ては、「倭國に其禮のこりぬ」と、鄭大夫が説にも見えればとて、「神拜の儀さづけまゐらせよ」とありしかば、其儀を授け奉りたりき」(小高 1964:260、松村 1999:190)とある。聖堂に參拝するにあたって、白石の儀注に則して、「振動拜」すなわち拍手を用いるというものである。白石は、神拝のう

ちに周代の作法の遺存があると認識しており、日頃からそれを家宣に伝えていた。文中に「さづけまゐらせよ」とあり、家宣が自ら変更を指示したように書かれているが、『折たく柴の記』を検討した宮崎道生は、「白石に対し一応諮問があつて、その結果そういう認識がえられたと見るべき」（宮崎 1964:285）と述べている。家宣は、1710年8月1日に白石から神拝の儀を習い、4日には参詣が次のように行われている。『昌平志』には、「家宣は上堂して東の上畳に着座すると、小姓曲渕景衡・一柳直臣が褰帳した。このとき家宣が奉薦した幣帛は、鳥居忠英より林大学頭信篤に授けられ、信篤はこれを受けて子の信充に授け神座に献じたのである。そこで家宣は拝位について再拝し、自ら爵を執り酒を汲んで聖像に奠供すると重ねて再拝して退座した^{*16}」（須藤 2001:48）と記されている。徳川将軍が自ら奠供することはそれまでにはなく、儀は簡略にされたが、『折たく柴の記』において、「鄭大夫の説」と述べていることから、この再拝において、家宣による拍手が行われたことは確かである^{*17}。

振動に由来する手拍ちを重視する白石の姿勢は、朝鮮使節との対談を記した1711年の「江関筆談」にも見られる。同書で白石は、「即是且如唐陸德明周禮音義之書。引鄭大夫之說。以爲本邦蓋有古之遺法。可_レ以見其梗概耳。近世葬祭。儒家頗依朱子家禮而行_レ之」として「拝以兩手相擊」に言及している（新井 1906-2:729）。また、1716年の『古史通或問』では、「周禮春官大祝の九拜に其由を振動といふ事を今倭人拜以_二兩手_一相擊蓋古之遺法と陸德明が説に見へしがごときは猶今も此義あり 右に八平手をうつなどいひしにや近くは俗に拍手打などいふはすなはちこれなり 其餘彼三代之禮^{*18}の我國に遺れるすくなからず必これ我國の上世より相傳ふる所ありしとこそ見へたれ」（新井 1906-1:392）と述べている。この引用文では、『周礼』の「九拜」における拍手と八開手や神道における拍手とのつながりが述べられている。しかし、それらはあくまで『經典釈文』等を介した間接的な言及であり、白石は、倭人伝の搏手そのものについては言及していないのである。

倭人伝をよく知る白石は、釋奠の儀に拍手を取り入れておきながら、なぜ搏手に言及しないのであろうか。その理由を知るためには、白石が儒学者であることを考慮しなければならない。白石は、江戸幕府に次々と礼の制定を提案していたが、そこで白石が念頭に置いていたのは、自らが理想とする礼楽の振興であつた。例えば、1710

年前後に書かれた『武家官位装束考』には、「先王天下国家ヲ治メラレシニ必ラズ礼樂ニヨリ玉ヒシハ、果シテコレ迂遠ノ御コトニアラザルベシ」（新井 1907:481）とあり、白石の礼楽重視の姿勢がうかがえる。釈奠作法においても、白石は、その根拠を礼楽に求めたのであり、手を拍つ所作は、あくまで礼楽の書において言及された所作でなければならなかった。そのため、同じ拍手であっても、礼楽から切り離された日本独自の風俗には、あえて言及する必要がないと考えたのではないだろうか^{*19}。

9. 九拜における振動

9.1. 振動の正体

新井白石が、釋奠を定めるにあたり、振動を拍手としてその儀に取り込んだことは、江戸幕府の儒教儀礼における注目すべきできごとである。しかし、そもそも「振動」や「九拜」とは、どんな礼容であつたのだろうか。『周礼』の記述は具体性に乏しく、拍手とする説も憶測にすぎない。

振動は、『周礼』の注で論じられているが、『周礼』には、漢代の鄭玄による注、唐代の賈公彦の疏など多くの注釈があり、さらに、「振動」にはその後も複数の説が呈示されている。本稿では、振動に関する議論が蓄積した、清代の注釈に焦点を当てる。清代の注釈では、恵士奇（1671-1741）の『礼説』、段玉裁（1735-1806）の『周礼漢讀考』、それらに考証疏解を加えた孫詒讓（1848-1908）の『周禮正義』（1899）が知られる。本稿では、『周礼正義』巻49「大祝」における記述をもとに、九拜における振動の解釈を概観する。なお、『周礼正義』の解釈を重視した藤野岩友による論考も参照する^{*20}。

9.2. 振動の意味と解釈

『周禮正義』では、九拜礼のうち、稽首、空首、頓首、振動の四種を拝儀の正としており、振動は拝礼として重視されている（孫 1987:2007）。振動の意味をどのように解釈するとしても、まずは、それが拝礼であることを頭に留めておく必要がある。

では、振動を拍手とする説は、どのように成立したのだろうか。陸德明（550-630）の『經典釈文』には、「今倭人拜以兩手相擊、如鄭大夫之說、蓋古之遺法」とあることを先に述べたが、文中にある鄭大夫説を呈示したのは、後漢の鄭玄（127-200）であり、それらは鄭玄注として知られている。『周礼注疏 卷二十五』における鄭玄注には、振動について複数の説が述べられているが、それら

の中に、鄭大夫の説として、「動讀為董書亦或為董。振董以兩手相擊也」(鄭 1957:917)と記されている。鄭大夫説によると、振動とは「振董」のことであり、さらに、振董は「両手を以て相撃つなり」と説明されている。振動は手拍ちであると明確に述べられている。

清代になると、恵士奇(1671-1741)が『礼説』「春官三」において鄭大夫説を展開し、「振動者舞蹈之容也振動或作振董鄭大夫謂振董者兩手相擊兩手相擊曰扑」(恵士奇 1861:26)(振動は舞蹈の容なり。振動、或は振董に作る。鄭大夫謂ふ、振董とは両手もて相撃つ。両手もて相撃つを扑と曰ふ)と述べている。振動とは舞蹈であり、舞蹈に伴う手拍ちである「扑」と同じ意味であると説明されている。以上、振動を拍手とする解釈には、『鄭玄注』における鄭大夫説、陸徳明の『經典釈文』、恵士奇『礼説』がある。

9.3. 振動は結局拍手なのか

しかし、振動には両掌を拍つとする以外の解釈がある。そもそも儒教では、神道のように「拍手」する拝礼はなかったとされている。そのことは『周礼正義』にも検討があるが、振動を手拍ちとする説を疑問視する見方も、根強く存在する。

鄭玄注には、杜子春の説として、「杜子春云振読為振鐸之振[……]動読為哀慟之慟」(鄭 1957:918)とある。杜子春は、「振、読んで鐸を振るの振と為し[……]動、読んで哀慟の慟と為す」とし、「振」を振る、「動」を哀しむと説明したとされる。さらに、杜子春は、具体的な動作の内容を述べてはいないものの、凶事には振動礼を行い、吉事には稽首礼を行うと説明したとされる。杜子春の言を受けて、凌廷堪は『礼経釈例・周官九拝解』(1809以後)で、「振動、此即喪礼拝而後踊也。振動之拝、諸儒言人人殊、惟杜子春得之。盖凶事之有振動、猶吉事之有稽首、皆拝之最重者。」(凌 1985:30)と述べている。凌廷堪は、振動とは喪の礼において拝のあとに跳び上がる動作であり、杜子春が示唆するような重々しい拝礼であるとしている。凌廷堪によると、振動は、稽首^{*21}と跳礼とを転換させる拝礼であることになる。

孫詒讓は『周礼正義』でこれら諸説を検討したあと、振動を跳礼とする説に疑問を呈している。孫詒讓が跳礼説を疑問視したのは、稽首と跳礼との転換が唐突に見えるからであると考えられる。拝とは跪くものであるが、跳礼では立ち上る。すなわち、吊いの拝が踊になり、拝の後に跳ぶことになる。杜子春は跳礼がそのまま拝礼で

あるとするが、孫詒讓によると、跳礼と拝礼とは異なるものである。孫詒讓は、動作を転換する唐突さに対して、慎重な見解を述べるのである^{*22*23}。

振動は両掌を拍つことではないとする解釈にはもう一つある。鄭玄注において鄭玄は、彼自身の説として、「玄謂振動、戰慄變動之拝。」と述べており、振動とは戦栗と變動の拝であり、具体的には「稽首拝」と同じ仕草であると説明している。しかし、孫詒讓は、振動が稽首拝と同じ拝礼であるなら、あえて稽首拝と別に振動を拝として設ける理由がないとし、振動を稽首拝とする鄭玄説を明確に否定する。

それでは、孫詒讓自身は、振動の実態をどう認識していたのだろうか。孫詒讓は、振動とは、『周礼・春官楽師』に記される吉事の「環拝」である可能性があると述べている(孫 1987:2014)。では、この「環拝」とはどんな拝礼だろうか。まず、「春官楽師」には、環拝について、「環拜以鍾鼓爲節」(本田 1977:683)と記されている。すなわち、環拝は、鐘鼓を拍子とする拝として説明される。他方、鄭玄注には、鄭司農(鄭衆^{*24})の説として、「環は旋回の意味であり、拝は直拝である」と記されている。そうすると、「環拝」とは、音を伴うか、もしくは連続する動きによる拝であり、したがって、音楽もしくは舞踊による拝であることになる。戻って、孫詒讓は、振動と環拝を同じものと考えているので、その結果、「振動」は、吉事もしくは凶事における、音楽もしくは舞踊による拝として説明されることになる。

9.4. 振動と扑との関係

ここで、恵士奇や孫詒讓のように、「振動」を音楽もしくは舞踊と認識したときの状況を考えてみる。まず、両掌を規則的に拍てば、そこに拍が生じ、音楽が作られるが、古代中国において、音楽に伴う手拍ちを意味する字句には、先に述べた「扑」がある。呂氏春秋(古楽篇)には、「扑」に関して、「帝嚳乃令人扑、或鼓鼗、擊鐘磬、吹苓、展管簫。因令鳳鳥、天翟舞之。帝嚳大喜、乃以康帝德。」(呂 2011:151)とある。「帝嚳は楽人に鼓・鼗を打たせ、鐘・磬をたたかせ、笙・壎・管・簫を吹かせ、楽に合わせて鳳鳥と天翟に舞を舞わせた。帝嚳は大変喜び、この楽によって帝の徳は讃えられた」という意味である(楠山 1996:135,138)。「扑」は打つことを意味するが、それは両掌を拍ち合わせることに限定されていない。「扑」として、鼓などを打てば、悦びが表現されるとある。振動を手拍ちで

あるとした恵士奇も『礼説』で、「是為拊舞後世舞蹈實出於此今倭人拜猶然古之禮也」（是れを拊舞と為す。後世の舞蹈は、実に此に出づ。今倭人の礼猶ほ然り。古の礼なり）（恵士奇 1861:26）と述べ、振動が「拊」に通じる手拍ちであり、音楽舞蹈の始原に連なるものであると述べる。

しかしながら、ここに、舞蹈の始原となり喜悅すら生じてしまう手拍ちとしての「拊」と、礼法の「振動」とを、はたして同一のものとしていいのかという疑問が残る。孫詒讓もこの疑問を抱いていたと思われ、礼法としての「振動」と「拊」とを対比的に関連づけている。振動を環拝（音楽）であるとした孫詒讓は、「両手相擊，古謂之拊，與拝儀無涉，故後鄭不從」（両手もて相撃つ。古之を拊と謂ふ。拝儀と涉る無し、故に後鄭（鄭玄）従はず）（孫 1987:2015）と述べる。すなわち、両手を撃ちあわせることを「拊」というが、孫詒讓によれば、拊は、環拝と違って、拝礼の儀とはならない動作である。

孫詒讓は、以上のように、振動の説明を慎重に進めている。まず、孫詒讓は、拝はどこまでも跪くものであるとする考えにもとづき、稽首と跳礼との転換など、起拝を繰り返すような激しい動作は、拝礼にはふさわしくないと考える。そして、振動拝にも、緩やかで持続的な動作が似つかわしいとする。他方、拍手は手拍子に変換しうるものであり、ひいては喜悅を誘うものであるとし、拝儀である振動を、手拍ちと同一視する考えにも、やや難色を示す。そして、孫詒讓は、振動を、鐘鼓を打つか、もしくは連続する動きによる拝である「環拝」とであると説明するのである。

他方、池田四郎次郎は、『呂氏春秋』に記される「拊」を拝儀ではないとする孫詒讓の検討に対して、疑問を呈している。池田は、『呂氏春秋』の例はさておき、『楚辞』『天問の注』には「手拍曰拊、今時巫姬家有拊舞拜也」^{*25}（池田 1968:79）とみえるので、「拊」は拝儀になりうるとする。池田はこうして拊としての振動を、手拍ちによる拝として説明しようとする。藤野岩友も、池田のこの解釈を支持する（藤野 1976:327）。藤野はまた、池田のこの説明から、ひいては倭人の搏手についても、それを拊とみなすことが可能で、さらにそれを拝儀と見做すこともできると述べる（藤野 1976:326）。但し、池田が引用した「今時巫姬家有拊舞拜也」の典拠について、筆者が改めて検討したところ、清代の郝懿行による史書の抄録『宋瑣語』に見出されるのみであったことも指摘しておく。

孫詒讓は、振動の拝儀には、環拝のような秩序だった作法が似つかわしく、稽首と跳礼との転換のような対照

的な動作の往還や唐突な音の生起を現実的でないと退けた。振動は、孫詒讓が指摘するように、手拍ちではなく、穏やかな身体動作や音の振る舞いであるのかもしれない。筆者も、振動の字句からは、急激な変換であるよりも、変化が緩やかに持続する印象を受ける。振動は、九拝において正の拝儀と認識されている礼ではあるが、どこまでも認識しづらい動作である。

以上の倭人伝の関連文献についての検討は、古代の拍手に関して次の考察に導く。振動は、いずれにせよ動きを伴う拝礼である。この動きの大きさは、喜悅にも、悲嘆にも傾きうるものである。しかし、振動が拝であるなら、拝礼としての振動が、喜悅を志向する拊とどんな関係にあるかを探らざるを得ない。孫詒讓は、検討の末、拊としての手拍ちを、拝礼の源泉とする解釈を断念した。孫のこの解釈は、儒教儀礼に拍手を用いることの根拠を奪うことになる。

他方、新井白石は振動を拍手とする解釈に疑問を抱くことがなかった。白石の振動の認識には、その背景に、倭人の拍手があったからである。倭人の拍手の存在こそが、白石に、儒教儀礼を重視しつつも、そこに拍手を取り入れることに対して疑心を抱かせず、釋奠に拍手を用いる行動を導いたのである^{*26}。倭人伝の搏手の検討は、こうして地域も時代も倭人伝からずっと離れた、白石の釋奠や九拝の振動の検討へと目を向けさせるのである。

10. 手を拍つ遺物

10.1. 中国の拍手俑

ここまで倭人伝の搏手に関して、日本と中国における言及と認識のされ方をたどりつつ検討してきたが、ここで視点を変え、倭人伝と比較的近い時期の考古資料に目を転じてみよう。考古資料をもとに同時代の中国の拍手行為の実態の一端を知れば、倭人の搏手を中心とした拝礼の意味を、再認識できるかもしれない。倭人の搏手との並行性を検討するための考古資料としては、後漢時代と三国時代の拍手俑が適切な題材となる。

しかし、考古資料を用いた拍手の検討には難しい問題がある。拍手する動作を可能な身体動作から特定しようとするとき、拍手と間違われやすい仕草が、拱手と合掌である。丸袖の中に腕を組む拱手は、儒教の拝礼に見られる仕草であるし、合掌はアジアの仏教圏における一般的な仕草である。したがって、類似する動作から拍手と判断するなら、それ相応の根拠がなければならない。ま

た、後漢時代の考古資料に見られる拍手は、ほとんどが歌舞の場における拍手である。歌舞や奏楽の場で楽器奏者と並んで拍たれる拍手は、その多くが手拍子である。同じ手拍ちであっても、礼敬作法における拍手と、歌舞の場での手拍子とを、同一視することはできない。

筆者と筆者の研究室に所属する芸術工学府芸術工学専攻コンテンツ・クリエイティブデザインコースの陳晟宇は、戦国時代から南北朝時代までの、壁画、壺に描かれた絵を含めた、拍手の可能性のある遺物の情報を集めている。拍手俑については、現地調査も実施している。まず、拍手が造形された俑であるなら、手を前に出しているはずである。しかし、手を前に出している、物を持っている姿勢と区別が付きにくい。また、手を拍っていると考えられても、拍手であるか合掌であるかが曖昧である例が多い。両掌を当てるという姿勢は、拍手に、物を持つ姿勢の他、合掌や拱手と解釈する可能性を含み持たせてしまう。さらに、両掌を拍っていると判断されても、拍手として拍つか手拍子として拍つかについて、見極めは不可能である。本稿では、そうした制約に目配りしながら、興味深い3例について述べていこう。

10.2. 河南洛寧東漢墓の拍手俑

図1は、1980年に河南省洛寧県の黄溝湾村で出土した後漢時代中後期における雑技を描いた「拍手俑」である。同じ室で発見された3体のうちの1体であるが、現在は公開されていない。1987年1月の「河南洛寧東漢墓清理簡報」(張 1987:37-42)によると、高さ12センチの鼻が



図1 洛寧東漢墓の拍手俑『河南洛寧東漢墓清理簡報』1987

高い人物で、跪坐で頭に尖った帽子をかぶり、前を向いている。左右の掌は2センチ弱ほど開いている。同報告書には、「拍手」が造形されていると明記されている。特徴は、肘をほぼ肩の高さで水平に張っていることである。右手を上から左手を下から当てる拍ち方は、ブルーノ・レップによる、拍手形状の分類において、交差打ちに分類される。

10.3. 曹夫楼村で出土の北魏彩絵雑技胡俑

図2は、2013年に山西省大同市の曹夫楼村で出土した北魏時代(386-534)の雑技を描いた「北魏彩絵雑技胡俑」



図2 北魏彩絵雑技胡俑『大同雁北師院北魏墓群』2008

であり、現在は山西省博物館に保管されている。『大同雁北師院北魏墓群』(劉 2008:53-55)によると、雑技胡俑は9人の人物で構成されている。楽器を演奏するなどして、中央の人物の演技を囃し立てている6人のうち、赤丸で示した右から二人目は、この姿勢に対応する楽器を想定できず、手を拍っていると判断される^{*27}。称赞の拍手であるか、楽器演奏に合わせた手拍子であるかは不明である。他の5人と異なり一人だけ竿の上を見上げていることから、手拍子でなく称赞の拍手が造形されているのかもしれない。あるいは手を拍つことにより奏楽の音頭取りの役割を演じている可能性もある。一人だけ上方を見ているので、手拍子と解釈すれば、拍っている姿勢や音を周囲に誇示する拍ち方にもとれる。今日の大道芸においても、難度と危険度の高いジャグリングの称赞では、手拍子と拍手が交互する傾向がみられる。なお、左から二人目は、口を開いていることから、声を掛けているか歌っているかのどちらかであると考えられる。

10.4. 富世鎮北湖公園の將軍俑

以上の2例は、礼敬としての拍手ではなく、称赞としてあるいは手拍子として手を拍っている。では、礼敬として手が拍たれている俑はないだろうか。まだ、筆者等は見つけていないが、その可能性がある例の一つ挙げよう。図3は、2018年に四川省自貢市富順県富世鎮北湖公園の工事現場で発見された將軍俑墓における鼓掌俑である。同年7月24日の搜狐新聞には、高さ26-42センチの

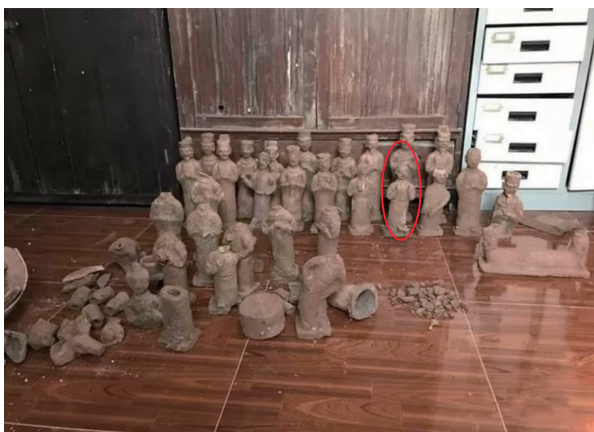


図3 将軍俑墓の鼓掌俑『搜狐新聞』2018

起立俑、鼓掌俑、侍女俑が合わせて17体発見されたと記されている（富 2018）。2020年12月現在、報告書が未刊行であるので、時代等の詳細は不明であるが、漢代から唐代に至る時期に造形されたと考えられる釉陶の俑である。鼓掌俑は赤丸で示した後2列右3人目で、両掌を低い位置で開いている俑である。肘を下げ胸に付けているため、掌が胸の位置である。両腕の幅は、肩幅よりやや狭く、物を持っているとも考えられるが、これから両掌を当てようとする瞬間が造形されている可能性がある。喜悦の表情はなく、まっすぐ前方を見ている。また、周囲の侍女俑は、両手を胸前で組み合わせる拱手俑が多く、楽器を演奏する俑も見られない。この鼓掌俑が両掌を当てようとする動作であるならば、歌舞に伴う拍手ではなく、礼敬としての拍手が造形されている可能性がある。いずれにせよ、報告書が未刊行で不明な点が多い。

10.5. 拍手を特徴づける表現

両掌を開いた状態で拍手を表現していると見られる俑を示した。拍手は両掌を当てて音を発する動作である。しかし、両掌を接近させるよりも、両掌を離し上腕ごと開閉させる仕草を描いた方が、拍手らしく見える。また、図1の洛寧東漢墓の拍手俑は、肘を挙げているが、筆者が見た漢代の拍手俑の多くは、肘を胸に付けて拍っている。他方、図2の北魏彩繪雑伎胡俑は、肩幅以上に両腕を開いているが、このような姿勢で手を拍っているとみられる俑を、他にも見出している。以上の検討は、倭人の搏手とは無関係である。しかし、拍手の遺物が遠く離れた地域で並行的に存在していたかもしれないことは、認識しておいていいだろう。

10.6. 日本の考古資料と拍手

倭人伝（280頃）以後『古事記』（712頃）まで、拍手に関する文献資料はない。では、日本の古代において拍手遺物は存在したのだろうか。近畿地方を中心に出土している絵画土器には、両手を挙げる人が多数描かれている（藤田 2006:77）。近年にも、手を広げているポーズの土偶の発掘が報告されている。しかし、それらは拍手とは程遠い。単に手を左右に広げているだけの姿勢は、両掌を打ち合わせる瞬間へと視線を誘うものではない。

他方、青森県八戸市風張(1)遺跡から出土した土偶は、座った状態で両膝を立て、手を正面で合わせ、両腕の肘と手の中間部位を膝に付けている。手は一つにまとめられ、左右の手の指を組んだ姿勢であることから、合掌土偶と称される（藤田 1990）。しかし、この土偶の合掌を拍手と見なすことはできないと考える。今日、左右の指を組んだ状態で、両掌を当てる拍手動作が、見られないわけではない。しかし、肘を膝につけたまま手を拍つ動作は、姿勢が崩れやすく不安定である^{*28}。さらに、左右の手の指を組んだ状態での手拍ちでは、音が十分に発せられない。

10.7. 拍手する埴輪は存在するか

考古学研究者により、拍手の姿勢とする説が呈示された6世紀の埴輪が3体あるので、触れておこう。

10.7.1. 石川県小松市矢田野エジリ古墳出土の女性像

矢田野エジリ古墳は6世紀前半の前方後円墳であるが、周堀の中からまとまって出土した合計11個体の人物埴輪の中に、両掌を合わせる所作の埴輪が2体ある。一つ（人1）は女子で、1992年の『矢田野エジリ古墳発掘調査報告書』には、「長い両腕は前に差し出し、口の正面で手のひらを合わせて祈りの姿勢を示す。親指は垂直に立て、あとの指は揃えて斜め上方を指している」（1992:31）とある^{*29}。もう一つ（人2）も女子で、腕は人1と同様の動作であるが、両掌は1cm程離れている^{*30}。考古学研究者の若松良一は、「矢田野エジリ古墳の2体の資料は一方が手の平を合わせ、他方が手の平を離して製作されたことは拍手を打つ一連の動作のそれぞれの瞬間を意識的に表現仕分けたものと解釈することが許されるだろう」（若松 1997:35）と述べる。さらに、「人2の場合、手の平が離れていた事実は重要視しなければならない。それは合掌ではなく、拍手を打つ所作と考えるからである。拍手は両手を広げた後にこれを合わせ打つ

一連の動作であるから、埴輪で表現する場合、どの瞬間が表現されているのかということが問題となる」（若松 1997:41-42）と述べて拍手埴輪説を展開する。

10.7.2. 群馬県綿貫観音山古墳出土胡坐男子像

綿貫観音山古墳は6世紀後半以後の造営とされ、1968年に埴輪などが出土している。1998年の『群馬県埋蔵文化財調査事業団体発掘調査報告書第242集』「綿貫観音山古墳Ⅰ：墳丘・埴輪編」には、「両腕は体の前方で曲げられ、顎の前で手のひらを合掌するように合わせている。親指をはじめとした各指の先端は欠損している。手に何かを持っていたのか否かの判断は現状では困難である」（1998:261）とある。これに対し、若松は、「その手の合わせ方は まさに拍手を打つ様のなかでの両の手が打ち合わされた瞬間を再現したものを見てよいだろう」（若松 1997:42）と述べる。

10.7.3. 拍手動作の有無

以上の3体を拍手する人物埴輪とみることができるだろうか。まず、矢田野エジリ古墳出土の女性像における人1は、両掌を合わせる工夫があることから、両掌を拍つとする説明も可能である。しかし、紙状のものを両手に挟む、もしくは合掌であっても不思議はないと思われる。他方、人2は、人1よりも、接近している両掌の位置が正面やや右寄りであり、また、報告書にあるように、指がそりぎみであり、写実性を欠いた造形である。人2も、拍手に見えるが、物を持つ姿であるようにも見える。拍手である可能性はあるが、可能な説明の一つであるにとどまると思われる。次に、綿貫観音山古墳出土胡坐男子像は、手を拍つ、合掌する、物を持っている、このいずれの説明も可能であると考えられる。両掌を合わせており、手を拍つ姿勢であるかもしれないが、合掌であるとも考えられる。拍手と特定するだけの特徴は見当たらないと思われる。両手で捧げ持つ、抱え持つ姿であると説明されても不思議はない。むしろ、指が欠損した状況なので、物を持っているかどうか特定できない。

若松の拍手埴輪仮説において興味深い指摘は、拍手を拍つ各段階（拍ち始めの手が開いた状態・手の合う直前・手の合った瞬間）を検討する必要性が示されていることである（若松 1997:49）^{*31}。若松が示した3例においては、拍手動作の特定は難しいように思われるが、拍手が日常的な動作であってみれば、埴輪において手を拍ち合わせる姿勢が造形されている可能性は、そのつど検討されるべきであろう^{*32*33}。

古墳時代に拍手を拍つ習俗があったのかどうか、筆者は知見を持たないが、筆者の見解では、上記の例に限らず、拍手の造形の有無に関わるのは、拍手の習慣の有無とともに、合掌の習慣の有無である。合掌の習慣が存在したとすれば、拍手を造形するとき、それを合掌と区別するため、両掌を離した造形を行うのではないだろうか。むしろ、両掌を離し、合掌に至る前動作を造形することもあるかもしれない。しかし、静止動作を表現するために、あえて動きのある前段階の動作を造形するとは考えにくい。他方、合掌の習慣が存在しなければ、手を合わせて、音を発する瞬間を造形している可能性がある。

11. 本居宣長の拍手論と搏手

11.1. 宣長が言及する手拍ち

拍手の歴史を文献にたどるとき、倭人伝の搏手の次に検討されるべきであるのは、『日本書紀』卷三十持統天皇に記される即位式の拍手であろう。しかし、3世紀の倭人伝から8世紀の『日本書紀』までには大きな隔たりがある。7世紀以後の拍手については稿を改めることとし、本稿では最後に、搏手をもとに日本の拍手の在り方を考えていくときに、検討が必要になる、本居宣長（1730-1801）の拍手論について述べておく。宣長による倭人伝へ言及が、今日顧みられることはあまりないが、倭人伝の搏手と7世紀以後の拍手との連続性の認識を検討するとき、宣長の拍手論を避けることはできないのである。

宣長は、しかしながら、倭人伝をはじめとする中国の史書に対して疑念を抱いていた。倭人伝を批判的に論じた1777年の『欽狂人』、および中国や朝鮮半島との交渉のあり方を述べた1785年の『馭戎慨言』では、「搏手」に言及していない。他方、1798年に完成した『古事記伝』には、間接的な言及があり、「から書周禮に、九拜を擧げたる中に、振動と云拜ありて、注に、以_レ両手_二相撃也と云、また今倭人拜、以_レ両手_二相撃、蓋古之遺法など云ることあり」（本居 1974:301）と述べている。しかし、この言及があるのは、「朝倉宮下巻」における、一言主大神による手拍ちの注釈の末尾であり、記紀や神道における拍手について論じ終え、拍^{かしわ}手の誤った解釈を批判した後、に、申し訳程度に添えられているだけである。「以_レ両手相撃、蓋古之遺法」と引用されているので、倭人の搏手が示唆されているかに見えるものの、この言及は搏手に、直接言及するものではない。あくまで倭人の手拍ちに中国の遺法を見たとする『經典釈文』を引いての、婉曲な

言及である。宣長は、日本本来の拍手のあり方に関して、中国とのつながりを考えなかった。

日本人によって拍たれた最古の拍手が、中国人により記述されたことを、宣長がよしとせず、それを風俗の偶然の一致としていることは、『欽狂人』に「國々おのづから同じ風俗なる事もなかならむ」（本居 1974:285）などあることからわかる。倭人の搏手を、『古事記』に描かれている手拍ちから、遠ざけようとしているようにも読める。

では、宣長は、そもそも拍手というものを、どう考えていたのだろうか。宣長の拍手論は『古事記伝』に散在するが、搏手の解釈と関わる考え方は、まず、前述の「朝倉宮下巻」における一言主大神ひとことぬしのかみによる手拍ちの注釈にみられる。『古事記』「葛城山」には「天皇於是惶畏而白恐我大神 有宇都志意美者〔自宇下五字以音〕不覺白而大御刀及弓矢始而 脱百官人等所服衣服以拜獻爾其一言主大神、手拍受其捧物」（天皇是に惶畏みて白したまひしく、「恐し、我が大神、宇都志意美有らむとは、宇より下の五字は音を以ゐよ。覺らざりき。」と白して、大御刀及弓矢を始めて、百官の人等の服せる衣服を脱がしめて、拜みて獻りたまひき。爾に其の一言主大神、手打ちて其の捧げ物を受けたまひき）（倉野 1958:316-317）とある。雄略天皇が、葛城の現人神一言主大神に非礼を陳謝し捧げものをしたところ、一言主大神が手を拍ってその捧げ物を受けたくだりであるが、宣長は一言主大神の手拍ちの意味を、1) 物を得賜ふを歡喜賜ふ態なり、2) 又物を受取るとて、拍ことあり、3) 拜て拍なり（本居 1974:299-300）の三種に分類し、一言主大神の手拍ちは、いずれの意味も持つと述べている。

搏手の解釈と関わるもう一つの考え方が、延暦18(799)年の渤海国の使の来日において、礼法としての拍手をやめてしまったことを批判するくだりにみられる。『日本後紀』延暦十八(799)年の冒頭に「皇帝御_ニ大極殿_ニ受_レ朝。文武官九品以上蕃客等各陪_ニ位。減_ニ四拜_ニ爲_ニ再拜_ニ。不_レ拍_レ手。以_レ有_ニ渤海國使_ニ也。」（黒板 1934:15）（帝、大極殿にましまして、朝を受く。[……]四拝を減じ再拝となし、手を拍たず。渤海國使在るを以てなり）とあるのに対し、宣長は、「渤海國ノ使の有しに因て手を拍ツことを止められしは、全漢儀に見せむためにていとあぢきなし、異國人にはことさらにも皇大御國の禮儀をこそ示せまほしきわざなれ」（本居 1974:227）と述べる。宣長は、この廃止に苦言を呈し、日本の拍ち方を大陸にも誇るべきであったと記している。

11.2. 菅政友の『漢籍倭人考』と宣長の拍手論

宣長の拍手についての以上の認識を、倭人伝の「搏手」に関連づけたのが菅政友(1824-1897)である。菅は、1892年の『漢籍倭人考 中』で、宣長の『古事記伝』を引用し、宣長の拍手論の、「搏手」への適用を試みている。まず、菅は、『古事記伝』「朝倉宮下巻」における手拍ちの三種の意味に言及し、「記ノ伝ニ、上古ノ人ハ、物ヲ得テ歡ヅ時ニウチ、物ヲ受取ルトテ拍チ、尊キ御前ヲ拜ムルトテウテル、三ノ別アルコトヲ、委シクイハレタリ」（菅 1892(1908):318）と引用する。そして、倭人伝の搏手について、「當_ニ跪拜_ニトハ、拜ムヲリニ搏チタルヲ見テシカ思ヒナシタルナリ」と述べる。菅は、見聞者は倭人が拝むように拍つたのを見たのであるから、この拍手の意味は、宣長が手拍ちに呈示した三種の意味のうち、拝みの意味に該当すると説明する。菅によるこの指摘により、宣長の拍手論が、倭人伝の搏手を包摂するものとして説明される。続いて、菅は、『古事記伝』「朝倉宮下巻」にあるその他の拍手例を引用しつつ、搏手を古事記以後の拍手の系譜につなげようと試みる（菅 1892(1908):318-319^{*34}）。

11.3. 那珂通世の『魏志倭人伝』と宣長の拍手論

那珂通世(1851-1908)は、1894年の『魏志倭人伝』で、宣長が『古事記伝』で呈示した拍手論を倭人伝に拡張し、倭人伝に初発する拍手論と呼べるものを展開している。

まず、那珂は、『古事記伝』「朝倉宮下巻」における拍手論について、「樂シク歡ブ心ヨリ拍ツト、歡ブニハ非ズ、ダダ物ヲ受取ルトテ拍ツト、二様ノ例ドモヲ許多挙げ」と述べ、宣長が呈示した三種の意味のうち、歡喜の拍手と受取りの拍手の二種に言及し、搏手の意味に関して、両者の可能性を視野に入れる。続いて、『貞観儀式』における拝みの拍手、『周礼』と『經典釈文』における振動に触れたうえ、「此等ノ拍手ハ、多クハ神ヲ拜ム時ノ事ナレドモ、古ハ君ヲ拜ムニモ、手ヲ拍ツコトアリキ」（那珂 1958:336-337）とし、古代には天皇を拝むときに手を拍っていたことに触れる^{*35}。さらに「此ノ古禮ハ、魏志ノ文ニ依レバ、神ト君トヲ拜ムニモ限ラズ、凡テ大人ヲ敬スルニモ用ヒタルナリ」（那珂 1958:337）とし、古代の拍手が向けられる対象は、神と天皇に限定されるものではないことを指摘する。

日本では上古と上代には天皇に向けて手を拍っていたという事実がある。このことを宣長と同様に重視する那珂は、渤海国の使の来日の折に手を拍つことを止めてし

まった事例にも、宣長同様に言及する。しかし、那珂は、さらに、倭人伝の搏手を根拠に、拍手する対象を拡大し、それは神と人に限らず、すべての大人に対して向けられているはずであると述べる。こうして那珂は、古代の拍手が持つ普遍性を、倭人伝の搏手からの系譜として認識し直そうとする。宣長は、拍手を論じるのに倭人伝の搏手を軽視したが、那珂はそのことを知りつつ、宣長の『古事記伝』の言説を拡張して、搏手に始まる拍手の普遍性を論じようとしたのである^{*36}。

12. 考察

倭人伝の搏手について検討したあと、中国の関連文献の言説、考古資料、新井白石、本居宣長等の言説を検討した。最後に、検討から導かれる問題をまとめておこう。

12.1. 搏手検討の手がかり

『魏志倭人伝』の研究は数多くあるが、「搏手」に的を絞った研究となると少ない。それでも、搏手がどんな状況で拍たれたのかに関して、仮説が呈示され、それらをもとに検討がなされている。橋本増吉、牧健二、山尾幸久、原島礼二等は、それぞれテキストの字句を訓むところから出発し、それにもとづいて搏手の意味を解釈している。拍手者と拍手対象者、身分の隔たり、環境、神の想定など、搏手が拍たれた状況の検討は、倭人伝の搏手を検討するときに問題を提起する。本稿では、日本最古の拍手を取り巻くこうした問題に多少とも言及した研究を取り上げて検討した。

倭人伝の搏手は、魏晉の使者により、跪拝に代わる拍手であると記された。しかし、その実態には、上記の研究にも関わらず、釈然としないところがある。よくわからないのは、礼敬の拍手であるのに、なぜ、怒りを込め、あるいは、力を込めて拍たれる搏手として記述されているのかである。それについて、筆者の見解も示したが、拍手の最古の記述は、こうして意味が釈然としない動作から始まっている。同様によくわからない手拍ちが、『古事記』の「国譲り神話」にある。天照大神から出雲の国を譲るように言われた大国主命が、長男の事代主神^{ことしろぬしのかみ}に返答を求めたところ、事代主神は、承知して天の逆手を拍った。この手拍ちには、悲しみや怒りが込められているとする解釈がある(矢向 2019)。天の逆手も、意味が釈然としない手拍ちの例であるが、拍手の起源を研究するのなら、そうした記述を手掛かりにするしか、方法がない

のである。

そもそも倭人伝に搏手が現れるのは一度限りであり、さらに、この手拍ちには典故となるものがない。そのため、搏手がどう拍たれたかに関して、文献資料を用いた研究には限界がある。それ以上を知るための手がかりは、拍手の意味の源泉である身体動作に求めるしかない。このとき、まず検討しなければならないのは、拍手はどんな動きの中で拍たれているかということである。拍手は、何らかの姿勢から前動作を通して開始される。拍手を拝礼とした場合でも然りである。拝礼は静止的な動作であることが多いが、九拝の拝儀では、手を地に付けたり、頭で地面を叩いたりする。振動を拝儀の拍手とする解釈の是非をめぐる議論においても、稽首と跳礼との転換、すなわち、起拝を繰り返すような激しい動作を容認できるかどうか論点であった。拍手を文献資料において検討するとき、身体動作の認識という原点に回帰しなければ、それを適切に認識することができないのである。

身体性の側面からのアプローチにおいては、身体を具体的に象っている考古資料の検討も手がかりになる。日本の資料に関しては、拍手説は、若松良一の研究の他には見られないが、中国の資料に関しては、拍手俑などを検討する機会が増えている。門田誠一の研究も興味深い(門田 2019)。拍手に関する考古資料は多くはないが、今後、新たな発見があるかもしれない。いずれにせよ、拍手の研究では、検討がどの段階にあっても、状況の解釈に加えて身体性との多様な対応を絶えず問い直すことが求められている。

12.2. 意味の変転

倭人伝の搏手をはじめとする古代の拍手を検討するときの難しさは、資料が少ないところにあるだけではない。それは、拍手する動作が持つもう一つの性質、すなわち、手を拍つことの意味が、一つの意味に収束するのではなく、複数の意味に取り代わる性質を持つところにもある。手を拍つ行為は、拝礼のために拍たれるときにも、喜悅の手拍子の意味を含んでしまうことがあるし、そこに怒りや悲しみの感情が生じることがある。拍手のこの性質が、古代における拍手の意味を特定し難しくしているのである。このため、拍手を考察するときには、拝礼作法としての拍手と、喜悅や悲嘆の拍手との関係がどんなものかを、そのつど検討することが欠かせないのである。

この点から倭人伝の搏手を問い直してみよう。搏手を

拍つのは、大人と下戸に身分差があるために、礼儀としてやむを得ず拍つか。それとも、身分差にあまり関わりなく、敬意を払って拍つか。拍つときに喜びはあるのか。あるとすれば、喜びは、大人と下戸のどちらの側に、より多く生じているのか。橋本増吉、牧健二、山尾幸久、原島礼二等は、搏手について自説を展開するときに、これらの問いを、念頭に置いていたはずである。

他方、拍手する行為が持つ、この本源的な性質に対して、それを考えに入れながらも、あえて明確な態度を示そうとしたのが、孫詒讓そして本居宣長である。孫は、喜悅すら生じてしまう手拍ちとしての「扑」と、礼法の「振動」とを同根と見なすことを躊躇し、その見解と合わせるため、振動を手拍ちとする説を退けた。宣長は、一言主大神の手拍ちの意味を、歓喜、貰い受け、拝の三側面から捉え、それらは取り代わるものと認識したが、拍手の根源は、結局のところ、拝礼としての形式性の方にあると受け止めた。但し、宣長は拍手というものの普遍性を、跪拝に准ずる搏手にではなく、『古事記』に現れる手拍ちに見出そうとする。

倭人伝に記される搏手は、翻って、倭人伝以後においても、影響を残した。陳寿は、当初、強い好奇心を持って倭人を描いており(渡辺 2012:65)^{*37}、跪拝に代えた搏手に対しても、風俗として尊重する姿勢を見せていた。『經典釈文』において倭人の搏手が「けだし古えの遺法」と記されることには、羨望の気持ちがかめられているとする見解すらある(王 2000:129)。倭人の搏手を積極的に評価する中国でのこうした言及態度は、さらに、江戸時代の日本に、影響を与えることになる。儒学の礼法の日本での制定を目指していた新井白石は、倭人伝の拍手が中国の文献に記されていることを重視し、それを幕府の儒教儀礼である釋奠に活かそうとした。しかしながら、釋奠の祭祀を執り行うのに、白石は礼楽を理想としながらも、神道の拍手を参考にしている。倭人伝の搏手が、「事実」の記録であるのに対して、神道や記紀に現れる手拍ちは、「神話」の世界の手拍ちである。搏手を検討するときに見逃してならないことは、中国での言説や神話世界を通過することにより、事実性としての搏手に、新たな意味が併発していることである。そして、このことはさらに、本居宣長の拍手論の中に搏手を位置づけるときにも認識すべきことである。白石とは違い、宣長にとって、倭人伝の拍手は存在しないも同然であった。宣長が拍手に見出した拝礼としての形式性は、あくまで

『古事記』にもとづき導かれている。にもかかわらず、それは、搏手というものの解釈に、拍手の原理論の側から光を当てる。そしてこのことは、宣長以後の拍手研究者が、宣長の拍手論を検討するときに、神話世界のその延長線上にある「事実性」に、明確な意味を与えることを強いることになる。古代の拍手研究において、像を結ばない倭人伝の搏手という存在が、こうして重みを持つてくるのである。

13. 終わりに

日本の拍手の起源に関する議論の核心にあるものは、それが礼であるのか、それ以外の意味を含みもつのかである。本稿では、倭人伝に現れた搏手を中心にその手がかりを探りながら、以後の時代においてこの問題を論じていく手前までを検討した。まず、倭人伝の搏手について、それが拍たれた状況に関してのこれまでの解釈を検討した。次に、関連する言説として『周礼』に現れた「振動」の概念の解釈について述べた。次に、考古資料、新井白石、本居宣長の言説についても触れながら、搏手の認識の広がりをつたえた。拍手はいつの時代にも同じように拍たれわけではないが、いつの時代にも拍たれていたことは間違いない。日本における最古の拍手とされる搏手の検討は、そうした拍手の在り方を検討するときに、念頭に置くべき問題を浮き彫りにする。本稿の検討を、7世紀以後の拍手と比較することが、拍手研究の次の課題である。

謝辞

九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻の陳晟宇、及び同府府研究生の劉丹萍には本研究に協力いただいた。

註

- *1 以後本稿では、『魏志倭人伝』を倭人伝と略記する。
- *2 本稿の漢籍・中国語文献の書名及び引用文は原則として日本の常用字体を用いているが、必要に応じて原書の字体を用いた。引用文は返り点を省略した例がある。下線は筆者による。
- *3 原文すぐ後の()内は同一文献にある書き下し文である。以下の関連テキストについても同じである。
- *4 テキストAにおける「搏手」を本稿の検討対象とする。テキストBは『魏志倭人伝』の解説書等で、テキストAと比較される関連テキストである。
- *5 衛藤はこの所作を禊の伝えの中の同人相互の礼拝と記している(衛藤 1958:57)。
- *6 引用文中の[] には、AまたはBのテキストが入る。
- *7 本稿では検討しないが、テキストB後半における「対応の声を噫とい

- う、比するに然諾の如し」における声が、下戸の大人に対する声であるか、大人の答礼の声であるかについても、諸説が呈示されている。
- *8 この他、西江雄児は、テキストAとテキストBを比較し、前者は大人に自分の顔を見せて向き合っているのに対して、後者は顔を伏せているところが大きな違いであると述べる（西江 1995:270）。
- *9 三木太郎は、「倭人の集会の場では、座席の順序や立ち居振る舞いに父子や男女による区別はなく、人々の性格は酒好きである。[集会の場]有力者に敬意を表するには、ただ手を打ってそれでひざまづいて礼拝する代わりにしている」（三木 1988: 20-21）と述べており、牧説を支持している。また、佐伯は、「人性嗜酒」が「其會同坐起、父子男女無別」に続いて記されているので、会同の席には、常に酒が振る舞われたはずだと述べている（佐伯 2000:182-183）。
- *10 『後漢書東夷伝』におけるc)の踰踞は、倭人伝においてはテキストBの内容である。
- *11 引用文中の下線は原島による。また、原島の引用文中の[テキストA]は、「大人の敬する所を見れば、ただ手を搏ち以て跪拝に当つ」の指を指す。
- *12 武光誠編『邪馬台国辞典』では、この原島説が支持されている（武光 1986:132-133）。
- *13 原島らは、大人と下戸との身分差は大きいと論じているが、そう考えない論者もいる。例えば、佐伯有清は、後述する『經典釈文』を引き、「「大人」への恭敬の礼として跪拝をせず、単に両手を打ちあわせるだけなのは倭の「大人」が一般民衆と隔絶した地位になかったことを示唆する」（佐伯 2000:189）と述べている。また、堀口一学は、佐伯の議論を踏まえ、大人は大人同士、下戸は下戸同士で手を拍ち合い跪拝に当てていたのではないかと述べる（堀口 2020:201-202）。
- *14 他方、三木太郎は「見大人所敬」の読み方には謝銘仁を始め諸説あるとしたうえ、「大人を見て敬う所は」と読み、以下の句を集会の場における下戸の略式儀礼として説明する（三木 1988:29）。
- *15 拱手とは両掌を胸の前で重ね合わせる仕草である。
- *16 「近侍一人酌酒奉爵而進、大君乃歷内階親獻奠焉、其礼皆君美所進議也、儀既訖、大君下殿各官移班」（須藤 2001:48）と記録にある。
- *17 しかし、宮崎は、釈奠の儀を執り行った時点での白石は「神社や神道についての研究は必ずしも十分であったとは思われない」（宮崎 1964:285）とも述べる。
- *18 夏殷周三代の礼制のことである。
- *19 倭人の搏手は人に奉げるものであるのに対して、『周礼』における九拝は、いずれも、人鬼を享祭し、屍に食を勧め、天神地祇を祭祀するもの、すなわち、神に捧げるものであるとされる。しかし、白石が、この違いを念頭に置いて、倭人伝の搏手への言及を避けたとは思えない。
- *20 『周礼』の仔細に関しては、今日の中国では、『周禮正義』の解釈が多くから支持されている。
- *21 稽首にも諸説あるが、いずれも地に頭をつける拝である。
- *22 起拝は立つと座すを繰り返す。伊勢神宮の八度拝八開手などは起拝を素早く8回行う。稽首と跳礼との転換と伊勢神宮の起拝とはまったく別のものであるが、この転換の動作が必ずしも唐突な作法であるとは言えないということも指摘しておく。
- *23 日本において、跪拝し拍手する作法は古くから存在した。例えば、『儀式』巻第三（踐祚大嘗祭儀中）の儀に、古詞や舞の奏上に続いて、皇太子以下が跪いて拍手することが定められている。「國栖奏古風五成、次悠紀國奏風四成[……]皇太子以下・五位以上、就庭中版、跪拍手四度、[度別八遍、神語所謂八開手是也]」（坂本他 1980:83）とある。
- *24 後漢の經学者で『周礼』の注を書いたとされる。
- *25 藤野は「手拍を拊と曰ふ。今時巫嫗（女巫）の家に拊舞拜有り」と訓じている（藤野 1976:326）。

- *26 もちろん、『周礼正義』については、白石の死後に書かれたので、白石は、その新たな解釈を知る由もない。
- *27 手拍ちの解釈はあくまで筆者の推察である。報告書である『大同雁北師院北魏墓群』（劉 2008:53-55）に手拍ちと明記されているわけではない。
- *28 1989 年出土で縄文時代後期後半(約 3,500 年前頃)とされる。やや後方に反り顔面は上方を見るような状態である（藤田 1990:82）。なお、肘を膝につけて打つ動作は、今日では標準的ではなく、称賛の拍手として拍たれる場合、軽蔑を込めた称賛、投げやりな称賛として打たれる。
- *29 若松は、これに対し、「問題の所作については、わずかに前傾する姿勢をとり、両手を水平より高く前方に伸ばして、ほぼ口の高さで掌を合わせている。指は拇指を立て、他の 4 本の指を揃えるようにしている」（若松 1997:41）と述べる。
- *30 同報告書には「各指は上反りぎみで、揃えて斜め上方を指すが、左手指が 6 本かと思われたり、親指らしい表現は欠くなど、やや不自然な印象である。指の取り付けは、腕先を平たく潰して撥状の手のひらとし、その上に粘土を棒状に丸めて作った指を並べている」（1992:34-35）とある。若松は、これに対し、「両腕はやはり口の高さにまっすぐ伸ばされ、掌を合わせようとしているが、手の平は 1cm ほど離れている。石川県立歴史博物館に出陳のおり、実物を熟覧させていただいたが、手の平は片方が叩き調整、もう片方はナデ調整が行われ、剥離痕が認められなかったのもともと手の平を意識的に離して製作したものと考えて良いようである」（若松 1997:41）と述べている。
- *31 埴輪は中国の俑と比較して写実的ではないので、これらの判断は慎重に行う必要がある。
- *32 若松は上記の検討を踏まえ、「他の古墳から手の平の合っている埴輪が出土した場合にも、それは合掌とは限らず、拍手を打つ所作を表現した可能性を考えることが許されるだろうか。古墳時代後期の段階で拍手を打つという習俗が存在したとする前提に立てば、それは許されるであろう」（若松 1997:42）と述べ、拍手埴輪の可能性を示唆する。
- *33 塚田良道は、若松の拍手埴輪説に対し、「鳴弦、拍手を打つ、笏を把るといった認識も、個々の所作をそのように限定して理解できるかは、所作以外の根拠が希薄である」（塚田 2007:187）と指摘している。塚田の指摘は、若松の巫女埴輪説に対する疑義の中で述べられている。
- *34 菅は、テキストBの「逡巡入草」に「親シク其事ヲ見タリシモノ、筆録ニ據リシナラン」（菅 1892(1908):324）と述べ、見聞者の写実的な観察を真実のものとしている。
- *35 那珂が指摘する該当箇所は、『日本書紀』卷三十持統天皇の「四年春正月戊寅朔、[……]皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拜、而拍手焉」（[……]畢りて忌部宿禰色方知、神璽の劍・鏡を皇后に奉上る。皇后、即天皇位す。公卿百寮、羅列りて匝く拜みたまつりて、手拍つ）（坂本他 1965:500-501）である。
- *36 菅と那珂以後に、搏手を宣長が示した三種の意味に関連づけた三品は、「搏手の習俗はいまなお神詣等の日常生活の中に生きており、その習俗の根強さを知りうる」（三品 1970:115）と述べる。
- *37 『三国志』編纂側の認識を検討した渡辺義浩は、倭国の習俗の記述には、陳寿の偏向が含まれていることを指摘しつつも、陳寿は倭人を好意的に描いていると述べている（渡辺 2012:65）。

引用文献

- 青木五郎『史記 11（列伝四）』、明治書院、2004。
- 青山公亮他「邪馬台国論」『駿台史学 第 10 号』、1960、1-122。
- 新井白石『新井白石全集 第三巻』、東京活版株式会社、1906-1。
- 新井白石『新井白石全集 第四巻』、東京活版株式会社、1906-2。
- 新井白石『新井白石全集 第六巻』、東京活版株式会社、1907。
- 池田四郎次郎「支那古代の坐法と其変遷」と「拜・揖・拱の解」『国

- 学院雑誌』第 69 卷第 8 号、1923(1968)：69-83.
- 7) 石川県小松市教育委員会『矢田野エヅリ古墳発掘調査報告書』、1992.
- 8) 石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』、岩波文庫、1951.
- 9) 井上光貞『日本の歴史 1：神話から歴史へ』、中公文庫、1973.
- 10) 衛藤三千雄「魏志倭人伝の「搏手以当跪拜」」『日本歴史 120』日本歴史学会編、吉川弘文館、1958:57.
- 11) 榎一雄「邪馬台国」『榎一雄著作集第八巻』、汲古書院、1978(1992).
- 12) 王文光・徐媛媛『三国時期倭人の歴史人類学研究』、雲南師範大学学报(哲学社会科学版)、1988.
- 13) 王勇『中国史の中の日本像』、農山漁村文化協会、2000.
- 14) 大塚承一『実習神社祭祀行事作法精義』、京文社、1937.
- 15) 小高敏郎他校注『折たく柴の記他(日本古典文学大系)』、岩波書店、1964.
- 16) 菅政友「漢籍倭人考 中」『菅政友全集』、内外印刷株式会社、1908:303-336.
- 17) 楠山春樹『呂氏春秋 上』、明治書院、1996.
- 18) 倉野憲司校注『古事記・祝詞(日本古典文学大系)』、岩波書店、1958.
- 19) 黒板勝美編「日本後紀」『改訂増補国史大系第三巻』、吉川弘文館、1934.
- 20) 群馬県教育委員会「綿貫観音山古墳 I：墳丘・埴輪編」『群馬県埋蔵文化財調査事業団体発掘調査報告書第 242 集』、1998.
- 21) 佐伯有清『魏志倭人伝を読む(上)』、吉川弘文館、2000.
- 22) 坂本太郎他監修『朝儀祭祀編 1 儀式・内裏式』、神道大系編纂会、1980.
- 23) 坂本太郎他校注『日本書紀 下(日本古典文学大系)』、岩波書店、1965.
- 24) 下司和男『『太平御覧』所引「魏志倭人伝」について：「魏書」引用説の検討』『古代史の海 60』2010:106-117.
- 25) 謝銘仁『邪馬台国 中国人はこう読む』、徳間文庫、1983(1990).
- 26) 杉本憲司・森博達「『魏志』倭人伝を通読する」『日本の古代 1 倭人の登場』、中公文庫、1995:109-179.
- 27) 須藤敏夫『近世日本釋奠の研究』、思文閣出版、2001.
- 28) 竹内照夫『新釈漢文大系 十一巻 韓非子上』、明治書院、1960.
- 29) 武光誠編『邪馬台国辞典』、同成社、1986.
- 30) 陳寿『正史三国志・魏書 IV』、ちくま学芸文庫、1993.
- 31) 塚田良道『人物埴輪の文化史的意義』、雄山閣、2007.
- 32) 藤堂明保『倭国伝』、講談社学術文庫、2010.
- 33) 鳥越憲三郎『倭人・倭国伝全訳』、角川文庫、2004(2020).
- 34) 那珂通世「魏志倭人傳」『外交譯史』、岩波書店、1958:298-362.
- 35) 西江雄児「魏志倭人伝の示す身分階層について」『歴史民俗学 5』、批評社、1995:262-275.
- 36) 橋本増吉「加志波手考」『民族第 4 巻第 3 号』、1929:415-453.
- 37) 橋本増吉『邪馬臺国論考 2』、平凡社、1956(1997).
- 38) 林秀一『新釈漢文大系 四十八巻 戦国策 中』、明治書院、1981.
- 39) 原島礼二『日本古代社会の基礎構造』、未来社、1968.
- 40) 藤田三郎「絵画土器の見方小考」『原始絵画の研究 論考編』、六一書房、2006:73-84.
- 41) 藤田亮一「青森県八戸市風張(1) 遺跡出土の合掌土偶」『考古学雑誌』第 76 巻第 2 号、1990:204-213.
- 42) 藤野岩友「周礼九拝考」『中国の文学と礼俗』、角川書店、1976:295-338.
- 43) 堀口一学『「三国志」東夷伝：漢文魏志倭人伝の解釈論文集 上巻』、文芸社、2020.
- 44) 本田二郎『周礼通釈 上』、秀英出版、1977.
- 45) 本田二郎『周礼通釈 下』、秀英出版、1979.
- 46) 牧健二「第二～第三世紀における倭人の社会」『史林』、45(2)、1962、159-194.
- 47) 松下見林『異称日本伝 上之一魏志』、国書刊行会、1688(1975).
- 48) 三木太郎『邪馬台国研究事典 I：文献史料』、新人物往来社、1988.
- 49) 三品彰秀『邪馬台国研究総覧』、創元社、1970.
- 50) 水野祐『評釈魏志倭人伝』、雄山閣出版、1987.
- 51) 宮崎道生『折たく柴の記釈義』、至文堂、1964.
- 52) 宮田俊彦「書評：橋本増吉著『改訂増補 東洋史上より見たる日本上古史研究』」『日本上古史研究資料』日本上古史研究會編、第 1 巻第 5 号、1957:104.
- 53) 宮田俊彦「魏志倭人伝の『搏手』について」『日本歴史 123』日本歴史学会編、吉川弘文館、1958:63.
- 54) 本居宣長『本居宣長全集 第八巻』、筑摩書房、1972.
- 55) 本居宣長『本居宣長全集 第十二巻』、筑摩書房、1974.
- 56) 森浩一編『倭人伝を読む』、中央公論社、1982.
- 57) 門田誠一「跪拜と倭人の搏手：俑と図像の示す姿態」『文化史學 75』2019:1-16.
- 58) 矢向正人「拍手の起源を探る」『芸術工学研究 24』2016:21-41.
- 59) 矢向正人「天の逆手：古事記の国譲りに現われた手拍ちの検討」『芸術工学研究 31』2019:19-31.
- 60) 山尾幸久『魏志倭人伝』、講談社現代新書、1972.
- 61) 山尾幸久『新版魏志倭人伝』、講談社現代新書、1986.
- 62) 山崎宏編『東洋史上の古代日本：魏志倭人傳精説』、清水書店、1948.
- 63) 楊鵬・矢向正人「中国の拍手に見られるネガティブな感情反応」『芸術工学研究 32』2020:9-29.
- 64) 吉川忠夫訓注『後漢書 第六冊 列伝四』、岩波書店、2003.
- 65) 吉川忠夫訓注『後漢書 第八冊 列伝六』、岩波書店、2004.
- 66) 若松良一・日高慎「形象埴輪の配置と復原される葬送儀礼(下)-埼玉瓦塚古墳の場合を中心に-」『調査研究報告 第 7 号』、埼玉県立さきたま資料館、1994:25-46.
- 67) 若松良一「巫女埴輪：笏を握り拍手を打つ埴輪」『埼玉県立博物館紀要 22』、埼玉県立博物館、1997:35-50.
- 68) 渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く：三国志から見る邪馬台国』、中央公論社、2012.
- 69) (南北朝)范曄撰『後漢書』、中華書局、2007.
- 70) (唐)司馬貞撰『史記索隱 第 4 巻』、芸文印書館、1964.
- 71) (後漢)劉珍等撰『東觀漢記校注 上』、中州古籍出版社、1987.
- 72) (唐)陸德明撰『經典釋文』、上海古籍出版社 2012.
- 73) (宋)丁度編『宋刻集韻 卷 5』、中華書局 2005.
- 74) (後漢)鄭玄注；(唐)賈公彥疏『周礼注疏 第三冊』、[北京]中華書局、1957.
- 75) (清)惠士奇「礼說 春官三」(清)阮元輯『皇清經解 卷 221』、学海堂、1861.
- 76) (清)凌廷堪著；彭林点校『礼經釈例』、中華書局、1985.
- 77) (戦国) 呂不韋『呂氏春秋 上』、中華書局、2011.
- 78) (清)孫詒讓撰；王文錦・陳玉霞点校『周礼正義 第 8 冊』、中華書局、1987.
- 79) 張懷銀「河南洛寧東漢墓清理簡報」『文物』、文物出版社、1987:37-42.
- 80) 劉俊喜『大同雁北師院北魏墓群』、文物出版社、2008.
- 81) 富順人「1.4 米高！富順北湖公園発現古墓，出土鎮墓將軍俑！」『搜狐新聞』、2018 年 7 月 24 日.
- 82) Bruno H. Repp. “The sound of two hands clapping” J. Acoust. Soc. Am., Vol. 81, No. 4, 1100-1109, 1987.